



第2章 市の障がい者の状況

第2章 市の障がい者の状況

■ 2-1 市の障がい者の現状

1. 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳

身体に障がいのある方で一定の障がいに該当すると認められたとき、身体障害者手帳が交付されます。交付状況を見ると、平成27年度では、交付者は2,242人であり、等級別では最重度の1級が最も高くなっています。障害の種類別では、「肢体不自由」が圧倒的に多く、ついで内部障害となっています。

身体障害者(児)手帳障害種別交付状況

単位：人

障がい種別	視覚	聴覚・平衡	発声・言語	肢体不自由	内部	計
1級	66	11	0	303	414	794
2級	29	41	6	335	13	424
3級	8	24	19	137	188	376
4級	4	56	8	156	180	404
5級	12	1	0	88	0	101
6級	3	95	0	45	0	143
計	122	228	33	1,064	795	2,242

平成27年4月1日現在

身体障害者(児)手帳等級別交付状況

単位：人

障がい等級	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
1級	747	(29)	755	(30)	758	(34)	783	(36)
2級	390	(7)	410	(7)	415	(6)	421	(5)
3級	347	(8)	344	(12)	355	(11)	364	(10)
4級	334	(10)	363	(9)	374	(8)	391	(7)
5級	75	(3)	80	(2)	88	(3)	93	(4)
6級	107	(3)	120	(5)	123	(4)	136	(4)
計	2,000	(60)	2,072	(65)	2,113	(66)	2,188	(66)

各年4月1日現在

()は18歳未満の再掲

(2) 療育手帳

知的障がいと判定された方に対して、各種援助措置を受けやすくするため療育手帳が交付されます。交付状況を見ると、平成 27 年度では交付者数 712 人であり、そのうち大半が比較的軽い B 判定となっています。

療育手帳手帳等級別交付状況

単位：人

障がい等級	平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年	
A 1	49	(12)	48	(10)	50	(11)	54	(12)	60	(14)
A 2	137	(30)	143	(32)	145	(33)	146	(33)	145	(27)
B 1	190	(40)	191	(37)	206	(48)	221	(55)	241	(66)
B 2	198	(79)	213	(88)	237	(93)	254	(99)	266	(102)
計	574	(161)	595	(167)	638	(185)	675	(199)	712	(209)

各年 4 月 1 日現在

()は 18 歳未満の再掲

(3) 精神保健福祉手帳

何らかの精神疾患(てんかん、発達障害を含みます)により長期に渡り日常生活又は社会生活への制約がある方に対し交付されます。手帳所持者は増加傾向となっており、中程度の 2 級が最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳等級別交付状況

単位：人

障がい等級	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
1 級	146	148	149	165	186
2 級	264	284	305	309	314
3 級	46	58	70	71	82
計	456	490	524	545	582

各年 4 月 1 日現在

2. 自立支援給付

(1) 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用状況を見ると、「就労継続支援 B型」や「生活介護」の利用が特に多くなっています。また、「施設入所支援」や「計画相談」も比較的高くなっています。

【自立支援給付サービス等一覧】

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	利用者	人/月	61	72	83	
		利用量	時間/月	916	997	992	
	重度訪問介護	利用者	人/月	3	4	4	
		利用量	時間/月	423	680	724	
	行動援護	利用者	人/月	8	9	8	
		利用量	時間/月	121	108	73	
	同行援護	利用者	人/月	16	16	16	
		利用量	時間/月	368	425	416	
	重度障害者等包括支援	利用者	人/月	0	0	0	
		利用量	時間/月	0	0	0	
	日中活動系	生活介護	利用者	人/月	153	155	171
			利用量	日/月	3,292	3,229	3,101
自立訓練（機能訓練）		利用者	人/月	2	4	6	
		利用量	日/月	45	76	93	
自立訓練（生活訓練）		利用者	人/月	13	19	14	
		利用量	日/月	190	308	226	
就労移行支援		利用者	人/月	28	26	21	
		利用量	日/月	519	439	348	
就労継続支援（A型）		利用者	人/月	78	89	94	
		利用量	日/月	1,484	1,709	1,707	
就労継続支援（B型）		利用者	人/月	170	196	212	
		利用量	日/月	3,233	3,740	3,914	
就労定着支援【新】		利用者	人/月	0	0	0	
療養介護		利用者	人/月	25	27	28	
短期入所（ショートステイ）	利用者	人/月	30	28	27		
	利用量	日/月	166	149	161		
居住系	自立生活援助【新】	利用者	人/月	0	0	0	
	共同生活援助（グループホーム）	利用者	人/月	51	60	59	
	施設入所支援	利用者	人/月	109	105	105	
その他	計画相談支援	利用者	人/月	76	86	120	
	地域移行支援	利用者	人/月	0	0	1	
	地域定着支援	利用者	人/月	0	0	0	

※平成 29 年度は実績見込み

(2) 障害児通所支援

児童福祉法に基づく障害児通所支援の利用状況を見ると、「放課後等デイサービス」が圧倒的に多くなっています。これに次いで、「児童発達支援」「障害児計画相談」となっています。

【障害児通所支援等一覧】

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用者	人/月	42	48	58
	利用量	日/月	674	709	705
医療型児童発達支援	利用者	人/月	5	4	4
	利用量	日/月	101	68	46
放課後等デイサービス	利用者	人/月	117	157	175
	利用量	日/月	1,830	2,577	2,908
保育所等訪問支援	利用者	人/月	0	0	0
	利用量	日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月			
	利用量	日/月			
障害児相談支援	利用者	人/月	25	38	48
医療的ケア児の支援コーディネーター	利用者	人	—	0	0

※平成 29 年度は実績見込み

(3) 補装具の給付

障がい者が日常生活を送る上で、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入又は修理に要した費用を一部公費負担する制度です。「装具」が最も高い他、「補聴器」も比較的高くなっています。

補装具の種類別給付状況

単位：件

補装具 種類	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年	
	購入	修理	購入	修理	購入	修理
義肢	2	8	2	3	2	8
装具	42	7	41	8	40	15
座位保持装置	10	10	16	10	6	10
盲人安全つえ	1	0	2	0	6	0
眼鏡	1	0	2	0	2	0
補聴器	19	17	27	24	26	23
車いす	9	19	8	18	14	23
電動車いす	3	15	2	7	1	8
座位保持いす	1	0	3	0	1	1
歩行器	1	0	4	0	2	0
歩行補助つえ	4	0	3	0	4	0
計	93	76	110	70	104	88
給付額	18,170 千円		19,692 千円		16,113 千円	

(4) 自立支援医療費等

①更生医療

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、その障害を除去・軽減する手術等により確実な治療の効果が期待できると認められる場合に、その治療に要する医療費を一部公費負担する制度です。各年とも、入院は220件程度、外来は240件程度となっています。

更生医療の種類別給付状況

単位：件

区 分		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		入院	外来	入院	外来	入院	外来
肢体不自由		6	6	9	9	4	4
内部	心臓	54	54	48	48	44	45
	腎臓	163	185	167	176	175	184
	肝臓	2	3	1	2	0	1
その他		1	6	2	7	4	9
合計		226	254	227	242	227	243

※件数については、延件数

②育成医療

身体に障がいがある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童への治療を行う場合の医療費を一部公費負担する制度です。

育成医療の種類別給付状況

単位：件

区 分		平成 25 年度		平成 26 年度	
		入院	外来	入院	外来
視覚		8	10	0	0
聴覚・平衡機能		1	1	1	1
音声・言語・そしゃく機能		8	17	10	23
肢体不自由		10	16	10	16
内部	心臓	6	9	4	3
	腎臓	1	1	0	0
	その他	24	24	28	28
合計		58	78	53	71

※件数については、延件数

③精神通院医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

④療養介護医療

常時介護を要する障がい者に対し行われる機能訓練、療養上の管理、看護等(療養介護)のうち、医療に係るものに対し医療費を支給することで、経済的負担を軽減します。

平成 26 年度	
延人数	295 人
給付額	21,241 千円

3. 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業サービス

地域生活支援事業については、以下のようなサービスを行っています。日常生活用具の「排泄管理支援用具」が圧倒的に高くなっています。

【地域生活支援事業サービス等一覧】

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業					
障害者相談支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1
	基幹相談支援センター	実施箇所数	0	0	0
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実利用人数	人/年	0	0	0
	実施箇所数	箇所	0	0	0
住宅入居等支援事業	実利用人数	人/年	0	0	0
	実施箇所数	箇所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	人/年	1	3	3
	実施箇所数	箇所	1	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	実利用人数	人/年	3	3	3
	実施箇所数	箇所	0	0	0
意思疎通支援事業	実利用人数	人/年	0	0	0
	手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実施箇所数	0	0	0
手話通訳者設置事業	実利用人数	人/年	100	154	154
	実施箇所数	箇所	1	1	1
日常生活用具給付等事業	実利用人数	人/年	890	883	883
介護・訓練支援用具	実利用人数	人/年	7	5	5
自立生活支援用具	実利用人数	人/年	10	8	8
在宅療養等支援用具	実利用人数	人/年	12	13	13
情報・意志疎通支援用具	実利用人数	人/年	12	6	6
排泄管理支援用具	実利用人数	人/年	845	850	850
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実利用人数	人/年	4	1	1
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数	人/年	15	12	12
移動支援事業	実利用人数	人/年	28	23	23
	延利用時間	時間/年	1,629	1,564	1,564
地域活動支援センター	実施箇所数	箇所	1	1	1
	実利用人数	人/年	313	322	322

※平成 29 年度は実績見込み

(2) その他の任意事業（日中一時支援事業）

障がい者等を一時的に預かることにより、障がい者等に日中活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の支援を行います。

利用状況

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（人）	37	60	50
延利用件数（件）	946	1,303	1,502
金額	2,084 千円	2,951 千円	3,301 千円

4. その他事業

(1) 重度心身障害者（児）医療費助成

身体障害者手帳の1級及び2級、療育手帳のA1及びA2を所持している障がい者等に対し、病院等で治療を受けた自己負担額(保険診療分)を助成します。

助成状況		単位：人		
区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
支給実人数	921	935	930	
助成額	96,944千円	98,824千円	96,172千円	

(2) 特別障害者手当、障害児福祉手当

特別障害者手当は、在宅の20歳以上の重度の障がいのある障がい者に対し、障害児福祉手当は重度の障がいを有する児童に手当を支給します。

支給状況		単位：人		
区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
特別障害者手当	55	61	62	
障害児福祉手当	65	63	67	
支給総額	29,602千円	30,553千円	31,164千円	

※支給人数は各年4月時点の人数。

(3) 緊急通報システム

一人暮らしの身体障がい者が、家庭内で急病、事故等の緊急事態に陥ったとき、住居に設置する発信機器を用いて、緊急通報センターへ通報することにより、緊急通報センター、緊急通報協力員等が相互に密接な連携をとりながら、速やかな援助を行います。

利用状況		単位：人		
区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
利用者数	2	3	2	

(4) 救急医療情報キット配布事業

障がい者の世帯に、かかりつけ医療機関情報や持病、家族の連絡先など緊急時に必要な情報を保管する緊急医療情報キットを配布しています。

【対象者】

身体障害者手帳1級・2級所持者、療育手帳所持者、精神障害保健福祉手帳1級所持者、その他必要と認められた者。



■ 2-2 調査から見る現状や課題の整理（計画策定の資料として）

「糸満市障がい者計画」で掲げている基本目標ごとに、アンケート調査結果からわかる現状や課題を整理しました。

施策 1-1 障がい者の総合相談・支援の機能強化

- (1) 総合相談・支援の充実
- (2) 権利擁護の充実
- (3) 適切な情報提供の推進

家族や友人に相談したり情報を入手する障がい者が大半を占めていますが、身体障がい者では医療機関、知的障がい者や精神障がい者ではサービス事業所や施設指導員という声も多くなっています。

相談機関等との情報共有や対応する職員の資質向上も必要となります。

成年後見制度は周知度が低く、周知徹底が必要です。

・ 相談先

- 相談先としては、「家族や親せき」身体障がい者では 68.8%、知的障がい者では 71.2%、精神障がい者では 69.3%と約7割を占め、非常に高くなっています。また「友人・知人」が身体障がい者が 27.6%、知的障がい者が 19.0%、精神障がい者では 28.0%で比較的高く、身近な人に相談する傾向が見られます。
- そのほか、身体障がい者では「かかりつけの医師や看護師」が 34.9%、知的障がい者では「相談支援事業所」が 25.2%、「施設の指導員」が 22.6%、「かかりつけの医師や看護師」が 20.4%と高いです。精神障がい者では「相談支援事業所」が 46.7%、「かかりつけの医師や看護師」が 45.3%「施設の指導員」が 41.3%と比較的高くなっています。

・ 成年後見制度の周知度

- 成年後見制度を知っている人は、身体障がい者は 49.1%、知的障がい者は 46.9%、精神障がい者は 34.7%です。
- 制度について「名前も内容も知っている」という回答は、身体障がい者が 24.2%、知的障がい者は 27.9%、精神障がい者では 18.7%と低くなっています。

・ 情報の入手方法

- 身体障がい者では「本や新聞、雑誌、テレビ」が 37.0%、次いで「家族や親戚、友人・知人」が 33.7%、「かかりつけの医師や看護師」が 24.7%となっております。
- 知的障がい者では「サービス事業所等」が 42.9%、次いで「家族や親戚、友人・知人」が 41.2%、「相談支援事業所」が 29.2%と高いです。
- 精神障がい者では「サービス事業所等」が 60.0%ともっとも高く、次いで「相談支援事業所」が 44.0%、「家族や親戚、友人・知人」が 26.7%となっております。

施策 1-2 保健・医療・福祉の充実と連携

- (1) 障がいの早期発見・早期支援
- (2) 障がいに応じた医療の支援
- (3) 各種手当の支給
- (4) 各種連携の充実強化

発達障害、気になる子への対応も必要です。医療ケアでは、服薬の管理が必要な障がい者も見られます。また、精神障害の市民の理解も必要です。地域生活の上で必要な支援としては、各障害とも、経済的な負担の軽減が最も高く上げられています。

・発達障害と診断されたこと

○知的障がい者では、回答者の 38.5%が「ある」と回答しています。

・現在受けている医療ケア

○医療ケアでは「服薬管理」が比較的高く、身体障がい者で 25.9%、知的障がい者では 14.2%、精神障がい者では 22.7%となっています。また、施設入所者では 60.9%が服薬管理を受けています。

・地域で生活するために必要な支援

- 身体障がい者では、「経済的な負担の軽減」が 55.2%でもっとも高く、次いで「在宅サービスの利用」(38.0%)、「住民の障がいに対する理解」(30.8%)、「在宅での医療ケア」(30.0%)が比較的高いです。
- 知的障がい者では、「経済的な負担の軽減」が 55.8%でもっとも高く、次いで「住民の障がいに対する理解」が 54.9%あります。そのほか、「生活能力向上の訓練」が 48.2%、「相談対応等の充実」が 43.8%、「住まいの確保」が 38.5%、「在宅サービスの利用」が 38.1%で比較的高いです。
- 精神障がい者では、「経済的な負担の軽減」が 49.3%でもっとも高く、次いで「相談対応等の充実」が 44.0%、「住民の障がいの理解」が 38.7%、「生活能力向上の訓練」が 34.7%「住まいの確保」が 30.7%あります。

施策 1-3 身近な地域での障害福祉サービス等の確保

- (1) 自立支援給付サービスの確保
- (2) 地域生活支援サービス等の推進
- (3) 在宅支援サービスの推進

身体障がい者では居宅介護系や自立支援、知的障がい者、精神障がい者では就労支援系や自立支援のニーズが高いです。障がい児では、放課後等デイサービスを中心に、その他のサービスも望まれています。また、サービスの情報を求める声や、手続きが大変という声もあり、サービス情報提供や手続方法も課題となっています。

・ 障害福祉サービスの利用状況と利用意向

○身体障がい者では、

- ・ 利用しているサービス・・・「相談支援(計画相談も含む)」(15.0%)が高いほか、「自立訓練(機能訓練)」(8.0%)、「居宅介護」(6.5%)、「生活介護」(6.1%)が他と比べ高いです。
- ・ 利用意向・・・「相談支援(計画相談も含む)」(34.6%)、「居宅介護」(25.2%)、「自立訓練(機能訓練)」(24.7%)、「生活介護」(20.8%)、「短期入所」(20.3%)が比較的高いです。

○知的障がい者では、

- ・ 利用しているサービス・・・「相談支援(計画相談も含む)」(38.1%)、「就労継続支援(B型)」(19.0%)が高いほか、「就労移行支援」(7.1%)、「自立訓練(生活訓練)」(5.8%)、「短期入所」(5.8%)も比較的高いです。
- ・ 利用意向・・・「相談支援(計画相談も含む)」(48.7%)、「就労継続支援(B型)」(35.0%)、「就労移行支援」(34.5%)のニーズが高いです。「就労継続支援(A型)」(31.9%)、「自立訓練(生活訓練)」(30.5%)、「短期入所」(27.0%)、「行動援護」(26.5%)も比較的高いです。

○精神障がい者では、

- ・ 利用しているサービス・・・「就労継続支援(B型)」(56.0%)、「相談支援(計画相談も含む)」(54.7%)が高いほか、「就労継続支援(A型)」(26.7%)、「共同生活援助」(16.0%)も比較的高いです。
- ・ 利用意向・・・「相談支援(計画相談も含む)」(49.3%)、「就労継続支援(B型)」(36.0%)、「就労継続支援(A型)」(30.7%)、「就労移行支援」(22.7%)、「自立訓練(生活訓練)」(22.7%)のニーズが高いです。

・ 障害児通所支援の利用状況と利用意向

○身体障がい児では、

- ・ 利用しているサービス・・・「放課後等デイサービス」が利用されています。
- ・ 利用意向・・・「放課後等デイサービス」のほか、「児童発達支援」や「医療型児童発達支援」の希望も見られます。

○知的障がい児では、

- ・ 利用しているサービス・・・「放課後等デイサービス」の利用が多くなっています。そのほか、「児童発達支援」もあります(対象者 16人)。
- ・ 利用意向・・・「放課後等デイサービス」のほか、「児童発達支援」や「医療型児童発達支援」の希望も割合が高いです。「保育所等訪問支援」(対象者 76人)は 23.7%の意向となっています。

(施策1－3の続き)

そのほか、身体障がい者は補装具や日常生活用具等の身体機能の補完や自立支援を促すもの及び移動支援が望まれています。
知的障がい者ではスポーツ・レクリエーション教室や日中一時支援、生活訓練など、生活や活動に関する内容が望まれています。
精神障がい者では生活訓練、スポーツ・レクリエーション教室ピアカウンセリングなど、生活や活動に関するものが高くなっています。

・ 地域生活支援事業の利用意向

- 身体障がい者では、「補装具」(25.6%)、「日常生活用具」(24.0%)、「移動支援事業」(23.0%)の利用意向が比較的高いです。
- 知的障がい者では、「スポーツ・レクリエーション教室」(36.3%)、「日中一時支援事業」(33.2%)、「生活訓練事業」(33.2%)の利用意向が高くなっています。
- 精神障がい者では、「生活訓練事業」(32.0%)、「スポーツ・レクリエーション教室」(25.3%)、「ピアカウンセリング」(25.3%)、「日中一時支援事業」(17.3%)、「文化芸術活動」(16.0%)の利用意向が高くなっています。

施策2-1 共に学ぶ教育環境の確保

- (1)療育・教育相談体制の充実
- (2)保育の充実
- (3)学校教育の充実
- (4)生涯学習等文化活動の充実
- (5)スポーツ・レクリエーション活動の充実

障がい児の保育や教育の充実を望む声が知的障がい者で比較的多くなっています。

知的障がい者や精神障がい者では、スポーツやレクリエーション活動に関する支援等を望む声が高くなっていました。外出の状況では、「趣味・スポーツ」は身体障がい者、知的障がい者では男性の方が多くなっていました。

・障がい児の保育・教育について

○障がい児施策で充実が必要なものとして、「障がい児のための保育・教育の充実」という回答が知的障がい者で21.7%となっており、他の施策よりも高くなっています。

・文化活動やスポーツ活動について

- スポーツやレクリエーション活動などへの支援を望む声は、知的障がい者、精神障がい者で高くなっていました。
- 外出の理由として「趣味・スポーツ活動」という回答は、身体障がい者で高くなっていました。また、知的障がい者では、この回答は男性の方が多くなっていました。

施策 2-2 就労支援の強化と雇用の場の充実

- (1) 障がい者雇用の環境整備
- (2) 一般就労の支援
- (3) 福祉サービスと連携した就労機会の充実

一般就労している障がい者は非常に少なく、非正規のパート・アルバイトによる就労が多いです。就労支援や職場での障がいの理解を図る必要があります。

また、知的障がい者や精神障がい者では、就労継続支援による福祉的就労の希望が高いです。

・ 就労の状況

- 一般就労している人は身体障がい者では 15.3%、知的障がい者では 15.0%、精神障がい者では 4.0%と非常に低いです。
- 就労している人のうち、フルタイムでの就労者は、身体障がい者では 36.4%、知的障がい者では 21.9%であり、身体障がい者に比べて知的障がい者では低くなっています。(精神障がい者はデータが少なく割愛)
- 非正規雇用での「パート・アルバイト」による就労は、知的障がい者で高く 56.3%を占め、身体障がい者では 36.4%となっています。

・ 就労意向

- 一般就労していない人の就労意向率は、身体障がい者では 22.7%、知的障がい者では 21.3%と精神障がい者では 28.1%となっています。
- また、就労継続支援で働きたい(利用したい)という回答が、身体障がい者では 21.6%であるのに対し、知的障がい者では 51.7%、精神障がい者が 61.4%で福祉的就労への意向が高くなっています。

・ 職業訓練の受講の意向

- 職業訓練の受講の意向は、身体障がい者が 9.7%、知的障がい者が 23.0%、精神障がい者が 10.7%で、知的障がい者の方で高くなっています。

・ 障がい者の就労支援で必要なこと

- 障がい者が就労する上では、「障がいについての職場の理解」が必要という回答が最も高いです。身体障がい者では 31.2%、知的障がい者では 54.0%、精神障がい者では 46.7%を占めています。
- 知的障がい者では、そのほかに「通勤手段の確保」や「就労後のフォロー」も高くなっています。
- 精神障がい者では、「勤務形態の配慮」、「通勤手段の確保」、「就労後のフォロー」も高くなっています。

施策3-1 バリアフリーな環境づくり

- (1) バリアフリーな施設整備
- (2) 住宅環境の整備

外出時の困り事では、バリアフリーに関することや外出にお金がかかること、公共交通機関が少ないことなどが多いです。知的障がい者では、困ったときの対応方法や周囲の目が気になるといった、心理面での心配事が多くなっています。

・ 外出頻度

○身体障がい者の76.8%、知的障がい者の87.7%、精神障がい者の81.4%が外出すると回答しています。毎日外出する人は、身体障がい者が33.7%、知的障がい者が55.8%、精神障がい者が42.7%となっています。

・ 外出時の同伴者

- 身体障がい者と精神障がい者では「一人で外出する」という回答がもっとも高く、身体障がい者は40.4%、精神障がい者は59.7%を占めています。
- 知的障がい者では、「父母・祖父母・兄弟」といった親類が50.5%を占めており、一人で外出する人は22.0%となっています。

・ 外出の目的

- 外出の目的は、身体障がい者では「病院の受診」が65.2%でもっとも高いほか、「買い物」が62.0%あり、これら2つが特に高くなっています。
- 知的障がい者では、「通勤・通学・通所」が70.2%でもっとも高く、次いで「買い物」が63.3%あり、これら2つが特に高くなっています。
- 精神障がい者では、「買い物」が73.6%でもっとも高く、次いで「病院受診」が61.1%あり、これら2つが特に高いほか、「通勤・通学・通所」も44.4%あります。

・ 外出時に困ること

- 身体障がい者では、「道路の段差」が24.0%、「外出にお金がかかること」が21.8%、「駐車スペースへの不満」が20.8%とバリアフリーに関する困り事もあげられています。
- 知的障がい者では「困った時にどうすればいいのか心配」が33.9%でもっとも高いほか、「外出にお金がかかる」が19.7%、「公共交通機関が少ない」が19.3%、「周囲の目が気になる」が17.9%で比較的高いです。
- 精神障がい者では「外出にお金がかかる」が30.6%、「公共交通機関が少ない」が22.2%で比較的高いです。

(施策3-1の続き)

住まいについては、知的障がい者や精神障がい者で確保の希望があるほか、施設入所者で地域生活を希望したいという声も見られます。住居確保対策も必要となっています。

・ 住まいについて

- 「住まいの確保」を望む声が知的障がい者では38.5%、と精神障がい者では30.7%あります。
- 施設入所者では、施設を出て地域生活したいという声が13.8%あります。
- また、施設入所者で「今後も施設での生活を続けたい理由」としては、「施設にいた方が安心できるから」が73.6%、「家族の受け入れ体制が整っていないから」が49.4%を占めています。
- 施設入所者の望む将来の生活形態の希望では、「家族と暮らしたい」が18.4%であり、グループホームの利用希望は3.4%程度と低くなっています。

施策3-2 バリアフリーな心づくり

- (1) 広報・啓発活動の充実
- (2) 福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動の推進

知的障がい者や精神障がい者では、差別を受けた経験者も多く、地域、職場などでの障がいの理解が必要となっています。理解のためには障がい者との交流機会(特に子供の頃からの)が必要です。

・ 差別を受けたこと

- 身体障がい者では17.4%、知的障がい者が29.2%、精神障がい者では26.7%が差別を経験しています。
- 身体障がい者に比べて知的障がい者、精神障がい者で差別を感じている割合が非常に高く、知的障害や精神障害についての理解等が必要です。

・ 差別を受けた場所

- 差別を受けたのは身体障がい者は「外出先」、知的障がい者は「学校・仕事場」、精神障がい者では「病院などの医療機関」が高くなっています。
- そのほか、知的障がい者では「外出先」精神障がい者では「学校・仕事場」、「仕事を探す時」という回答も高いです。

・ 市民の障がい者問題や福祉への関心

- 障がい者問題や福祉について、「関心がある」は74.5%(403人)あり、ほとんどの市民が関心を示しています。
- 「関心がない」は23.9%(129人)となっています。

・ 障害に関心を持つきっかけ

- 関心を持ったきっかけは、「身近に障がい者がいるから」が46.4%を占めています。また、「自分も障がい者になる可能性があるから」や、「テレビ等障がい者のことを報道しているから」が32.5%となっています。
- 障害が自分の身近であったり、報道等から、関心が高まる傾向が見受けられます。
- 障害の理解のために必要なこととして、市民は障がい者とのふれあう機会をあげる声が多い。特に、「小中学校でのふれあい」があげられています。

・ 障がい者への手助け

- 障がい者への手助けが「できない」という市民では、「どう対応していいかわからない」が多くなっています。

施策 3-3 安心できるコミュニティづくり

- (1) 市政への声の反映と地域コミュニティへの参加促進
- (2) 障がい者団体等の活動促進
- (3) 防災・防犯体制の確立

災害時には一人で避難できない人も多くなっています。
障がい者が安心して暮らせる地域環境の整備が必要です。

・ 災害時の避難

○災害時に自分で避難「できる」という回答は、身体障がい者では 37.3%、知的障がい者では 30.1%、精神障がい者では 58.7%となっています。

・ 近所に助けてくれる人はいるか

○災害時の避難の際に、近所に助けてくれる人がいるか尋ねたところ、「いる」という回答は身体障がい者で 25.2%、知的障がい者では 23.5%、精神障がい者では 41.3%となっています。

・ 災害時に困ること

- 身体障がい者では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 41.6%でもっとも高いです。
- 知的障がい者では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 45.1%でもっとも高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 42.5%となります。
- 精神障がい者では、「投薬や治療が受けられない」が 48.0%でもっとも高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 32.0%となっています。